

平成 24 年 7 月

経過的特別支給金について

(船員保険協議会委員長メモ)

1 問題の所在

- 労災保険の社会復帰促進事業（船員保険の福祉事業に相当）で実施されている特別支給金のうち特別年金及び特別一時金は、賞与の支払いがあった者に限定して賞与の一定割合を支給している。これに対して、平成 22 年 1 月前の船員保険では、賞与の支払いの有無にかかわらず、一律に年金額等の 8 % を第 2 種特別支給金として支給していた。したがって、賞与が支払われない者については、従前水準を下回っている実態がある。
- 上記のような実態に対応して、激変緩和を図るという観点から経過的特別支給金を船員保険の福祉事業として支給するとした場合の支給方法（年金方式か一時金方式か）等について、以下検討し、提言するものである。
- 以下の提言に沿って労使合意が図られ、経過的特別支給金の支給が早期に開始されることを期待する。

2 支給方法（年金方式か一時金方式か）

- 終身支給される年金は、受給者の生活安定という観点からは望ましい方式である。
- しかしながら、船員保険のような小規模保険集団で年金を制度化した場合、財政運営は極めて不安定なものとなり、持続可能性という観点から問題が多い。
- 具体的には、年金の財政方式として

公的年金のような賦課方式を採用すると、被保険者数が中長期的に減少した場合には、保険料率の上昇により財政運営が困難となり、

労災保険のような充足賦課方式（積立方式）を採用すると、制度発足当初から相当程度原資を積み立てた上で、一定の予定利率を目標とした資産運用を行うことになるが、現下の厳しい経済状況や受給期間等の将来推計の精度等の問題から、安定的に財政運営を行うことは、困難と考えられる。

- また、年金方式とした場合には、長期間の記録管理や給付額改定が必要となるなど事務処理が複雑化し、振込手数料等の事務処理コストが増大するという問題も発生する。
- 以上のような年金方式の問題点や、激変緩和を図るための付加的な給付であるという経過的特別支給金の性格を考慮し、一時金方式で支給することが適当である。

3 支給水準

- 今回の問題は、船員保険の職務上年金を労災保険に統合するという制度改正に伴って発生したものであり、受給者の立場からすれば、制度改正前後の給付水準は可能な限り同一とすることが望まれる。(改正前に既に受給を開始している者については、従前どおりの給付が継続支給されている。)
- しかしながら、以下のような事情もあることから、制度改正後に受給者となった者に対しては、一定期間について制度改正前との受給額の格差を縮小し激変緩和を図る、という観点から給付水準を検討することが必要である。

問題となっているのは、福祉事業として実施されていた付加的な給付であるが、改正前の船員保険の福祉事業のうち労災保険の枠組みで実施できるものは当該制度で対応するという基本的な整理が行われていること

制度全体をみれば、給付水準が改善された者もあり、給付水準全体が低下しているとは言えないこと(給付増となる者が全体の半数程度存在し、給付増となる者の平均的給付水準は改正前の約 2.5 倍となっている。したがって、全体的な給付水準や船舶所有者の負担水準は低下していない。)

- 経過的特別支給金を一時金として支給する場合の水準を、従前額保障という考え方で設定すると、従前給付(法定給付の 8%)の 20 年分(障害年金 1 ~ 3 級)から 25 年分(障害年金 4 ~ 7 級、遺族年金)となる(労災保険の平均受給期間を利子率 2% で割り引いて算出)。この場合の年間所要財源は 2 億円程度と見込まれ、財政的影響も大きく、激変緩和を図るという給付の趣旨からすれば、給付水準を相当程度圧縮することもやむを得ないと考えられる。

- 事務局からは、年金受給者が早期に失権した場合に支給される障害(遺族)年金差額一時金の補償年数を参考として、一時金の支給水準を従前給付の5年分とする案が提案されている。この案は、年金受給期間の最低保障水準として合理性を有するものと評価できるが、従前額保障という考え方で設定される水準との差が大きく、受給者の立場からみると、経過的特別支給金創設当初の給付水準としては、必ずしも十分なものではないと考えられる。
- 上記のような考え方を踏まえ、財政的な影響や給付の性格等を総合的に勘案し、経過的特別支給金創設当初の給付水準(年金受給者に対して支給する一時金の水準)は、法定給付(年金額)の1年分(法定給付×8%×12.5年分)とすることが適当である。

〔この場合の年間所要財源は、1億円程度と見込まれる。また、平均的な受給額は、障害年金4級で270万円、遺族(妻、子1人)で250万円となり、第1種特別支給金(障害年金4級で264万円、遺族で300万円)と比べても遜色のない水準となる。〕

- 上記で提案した給付水準は、経過的特別支給金創設当初のものであり、この給付水準は、一定期間経過後に、給付の実績や船員保険全体の財政状況をみた上で、激変緩和を図るといふ給付の性格を十分に踏まえ、所要の見直しを行うべきである。

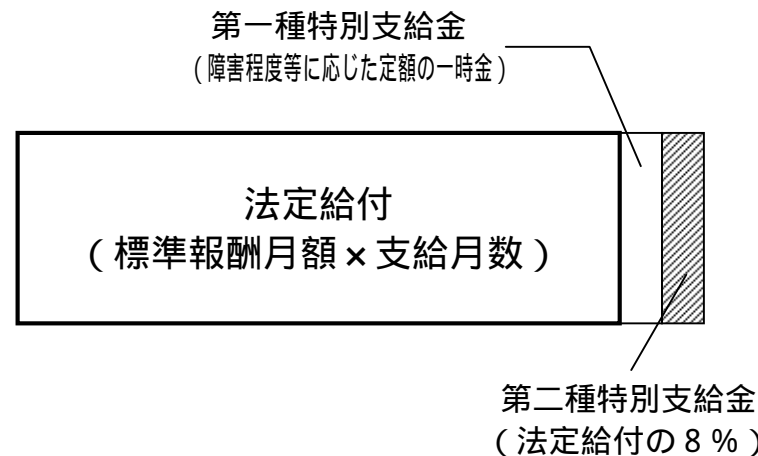
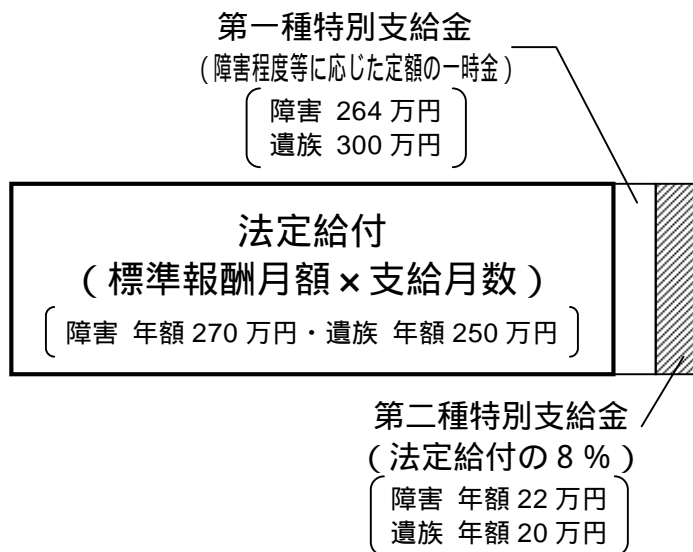
4 その他

対象期間については、支給開始時期が遅れていること、給付実績をみるためには、一定の期間が必要であることから、「平成22年1月1日から平成27年3月31日までに労災年金等の支給事由が発生したもの(その後の取扱いは、給付実績等をみた上で、改めて検討)」とすることが適当である。

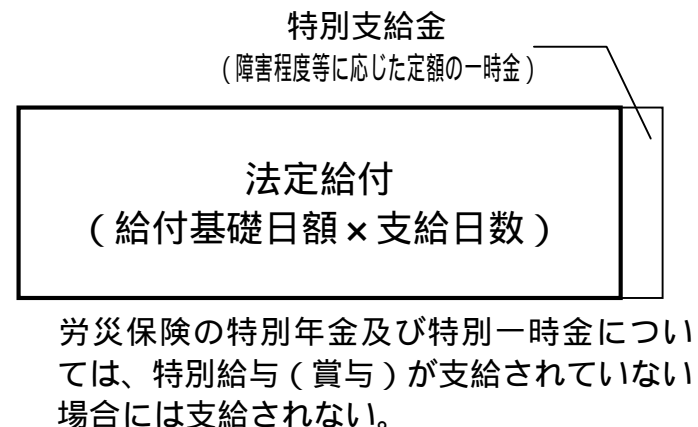
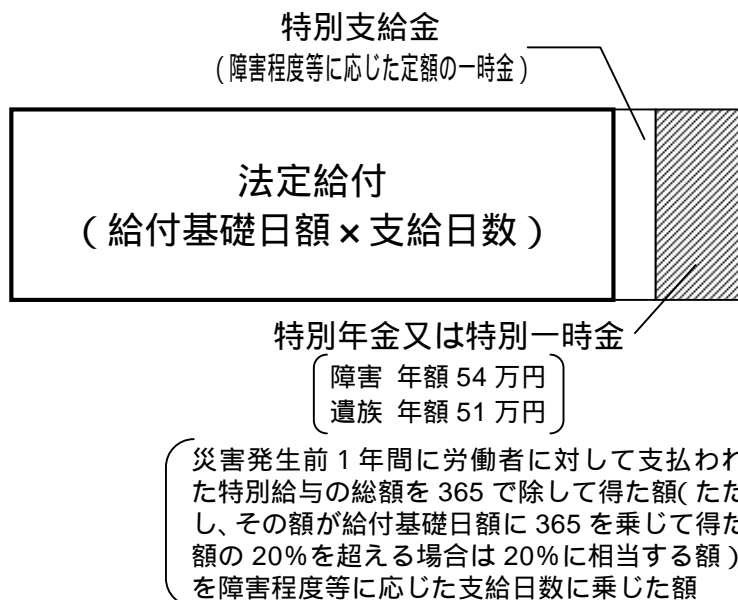
特別給与（賞与）が支給されているケース
（全体の約5割）

特別給与（賞与）が支給されていないケース
（全体の約5割）

旧船員保険



労災保険

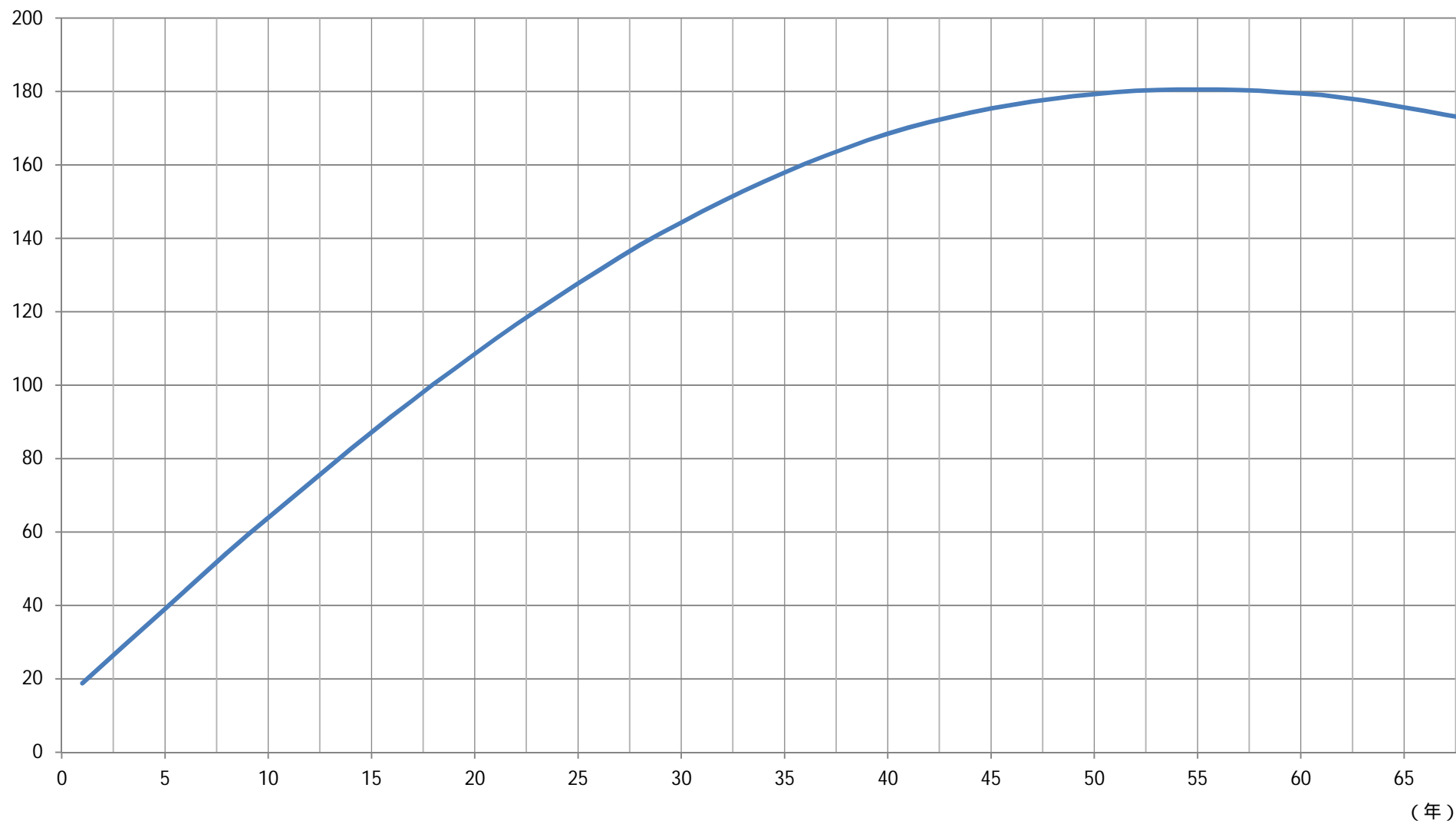


〔注1〕図中の金額は、障害4級・遺族2人で標準報酬月額38万円・賞与106万円のケースで算出

〔注2〕旧船保と労災の法定給付、旧船保の第1種特別支給金と労災の特別支給金は同一の水準

経過的特別支給金を年金（法定給付の8%）として 支給した場合の所要財源の見通し（粗い試算）

（百万円）



労災保険における年金種類別の平均年金受給期間

(単位：年)

推計年	障害（補償）年金		遺族（補償）年金
	障害 1～3 級	障害 4～7 級	
1988 年	22.96	32.34	33.92
1993 年	26.21	32.89	34.47
2000 年	25.52	32.82	34.57
2003 年	25.03	32.90	35.44

資料出所：厚生労働省労働基準局労災管理課労災保険財政数理室推計